

# 国立大学法人東京外国語大学通勤手当の支給等に関する細則

平成 22 年 3 月 23 日  
規 則 第 14 号

改正 令和 4 年 3 月 28 日規則第 38 号

改正 令和 7 年 3 月 27 日規則第 31 号

## (総則)

第 1 条 国立大学法人東京外国語大学職員給与規程（平成 16 年規則第 54 号。以下「給与規程」という。）第 17 条の規定による通勤手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

第 2 条 給与規程第 17 条及びこの細則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務箇所との間を往復することをいう。

2 給与規程第 17 条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに同条及びこの細則に規定する自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

## (届出)

第 3 条 職員は、新たに給与規程第 17 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った場合には、本学が定める通勤届により、その通勤の実情を速やかに学長に届け出なければならない。同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。

(1) 勤務箇所を異にして異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

(3) 在宅勤務の定期利用により、通勤に要することとなる回数が増える場合

## (確認及び決定)

第 4 条 学長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）（以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が給与規程第 17 条第 1 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 学長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

## (支給範囲の特例)

第 5 条 給与規程第 17 条第 1 項の表に規定する通勤することが困難である職員は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）別表第 1 に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると学長が認めるものとする。

## (普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出基準)

第 6 条 普通交通機関等（新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）にかかる通勤手当の額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認

められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第7条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。

第7条の2 給与規程第17条に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各項に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

1 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等通用期間が支給単位期間（第14条に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額

2 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次の各号に定める額

(1) 1週間の勤務日が5日とされている職員にあっては、当該回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額とする。

(2) 1週間の勤務日が4日以下とされている職員等にあっては、年間を通じて通勤に要することとなる回数を、通勤を要する日の属する月数で除して得た数（以下「1箇月当たりの平均通勤所要回数」という。）の運賃等の額とする。この場合において1未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(3) 前項及び前2号の規定にかかわらず、在宅勤務の定期利用により、通勤に要することとなる回数に変更になる場合は、変更後の回数で算出した1箇月当たりの平均通勤所要回数の運賃等の額とする。

3 給与規程第17条第1項の表（2）に規定する通勤手当は、1週間の勤務日が4日以下とされている職員は支給しない。

（交通の用具）

第8条 給与規程第17条第1項の表（2）に規定するその他の交通の用具で学長が認めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、本学の所有に属するものを除く。

(1) 原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

(2) 自転車。

（新幹線鉄道等の利用の基準）

第9条 給与規程第17条第2項の別に定める基準は、新幹線鉄道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると学長が認めるものであることとする。

（新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第10条 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

（権衡職員等の範囲）

第11条 給与規程第17条第2項の権衡上必要があると認められるものとして学長が指定する職員は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 人事交流等により俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の

勤務地と所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことに伴い、当該適用の直前の住居から、通常の通勤経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤することが困難であると学長が認める職員

(2) 前号に該当した者のうち、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じない住居に転居し、当該転居後の住居から新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤することが困難であると学長が認める職員

(3) 配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第9条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(4) その他給与規程第17条第2項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が指定する職員

（通勤手当の支給日等）

第12条 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給与規程第3条に規定する給与支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において退職した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

（支給の始期及び終期）

第13条 通勤手当の支給は、職員に新たに給与規程第17条第1項及び第2項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（通勤手当の支給単位期間）

第14条 通勤手当における「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として次の各号に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等に係る支給単位期間に相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的と認められる普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等 1箇月

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、退職、長期間の出張、異動等又は勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

3 支給単位期間は、第13条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

4 月の中途において休職、停職、育児休業又は介護休業をした場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

5 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

（支給できない場合）

第15条 給与規程第17条第1項及び第2項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

（支給額の返納）

第16条 通勤手当を支給される職員について、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して、第2項に定める額を返納させるものとする。

(1) 離職し、若しくは死亡した場合又は給与規程第17条の職員たる要件を欠くに至った場合

(2) 通勤経路の変更その他の事情により支給額が変更となった場合

(3) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合

2 前項に定める額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号又は第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その職員の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、次項に定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額

(2) 前項第3号に掲げる事由が生じた場合にあっては、支給単位期間に対する支給額をその支給単位期間の月数で除して得られた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(3) 前号に関わらず、前項第3号に掲げる事由が、事由発生月から起算して2箇月以上継続することが明らかである場合にあっては、第1号に定める方法により算定される額

3 前項の事由発生月は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める月とする。

(1) この条の第1項第1号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）

(2) この条の第1項第2号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月

(3) この条の第1項第3号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月（雑則）

第17条 この細則に定めるもののほか、通勤手当に関する取扱いについては、必要に応じ、学長がその都度定める。

附 則

1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

4 国立大学法人東京外国語大学通勤手当の支給の特例に関する細則（平成19年規則第29号）は、廃止する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。